

東村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東村山市職員の給与に関する条例（昭和 32 年東村山市条例第 8 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 東京都人事委員会の勧告を基にした東村山市職員の給与改定を行うため、本案を提出するものである。

東村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東村山市職員の給与に関する条例（昭和32年東村山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の125」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の120」に、「100分の70」を「100分の67.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年12月1日から施行する。
（令和3年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 この条例による改正後の第17条第2項及び第3項の規定の適用については、令和3年12月に支給する期末手当に限り、同条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の115」と、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の115」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の65」とする。

東村山市職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(期末手当)

第17条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。なお、在職期間の算定については、規則で定める。

(1)～(7) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4・5 (略)

旧 条 例

(期末手当)

第17条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。なお、在職期間の算定については、規則で定める。

(1)～(7) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」とする。

4・5 (略)